

# 特定行為研修修了者を支援する行政の立場から

月岡悦子<sup>†</sup>第75回国立病院総合医学会  
(2021年10月23日～11月20日WEB開催)

IRYO Vol. 76 No. 6 (433-439) 2022

## 要旨

看護師の特定行為研修制度は、団塊の世代が後期高齢者となる2025年に向け、さらなる在宅医療等の推進を図るためには、手順書により一定の診療の補助を行う看護師を計画的に養成するために創設された。制度が開始（平成27年10月）されてから7年目を迎え、特定行為研修修了者（以下、修了者）数は3,307人、指定研修機関数は46都道府県289機関（令和3年8月時点）となり、年間約3,400人規模の修了者が見込まれるようになった。制度創設後5年目の見直しで創設されたいわゆるパッケージ研修についても、研修を実施している指定研修機関は134機関となっている。

特定行為研修の推進に係る支援として、さまざまな事業を展開している。制度の発足時より実施している研修機関支援事業は、指定研修機関の認定を受けようとしている機関へ、研修開始のために必要となる設備経費等を支援する「導入促進支援事業」と、継続した運営をするために必要となる設備や指導者に係る経費を財政支援する「運営事業」とがある。また、指導者育成事業では、制度の内容や指導の方法、手順書において看護師が行う病状の確認の範囲等について理解促進を図り、効率的な指導ができる指導者や指導者リーダーの育成を図る目的で実施されており、修了者の活動実態や課題を把握するための実態調査・分析事業も実施している。さらに、令和3年度より、「看護師の特定行為に係る研修機関の養给力向上支援事業」を新規に展開している。一方、多くの都道府県において、特定行為研修制度に関する事業の計画や実施について策定されている現状である。また、患者が医療機関選択のために活用できるよう、医療広告規制の見直しが行われたところである。

看護師の特定行為研修制度に関連した厚生労働科学研究・調査事業も展開している。その結果から、報酬改定においても特定行為研修が評価されている現状である。厚生労働省では、これからも財政支援や調査研究等を通じ、制度を推進して参りたい。

キーワード 厚生労働省, 特定行為研修

## はじめに

日本は、諸外国に例をみないスピードで少子高齢化が進行している。超高齢社会へ突入する2025年、

医療を必要とする人に対し支え手が少ないため、効果的な医療を効率的に提供することが求められる。

従来より、医師の信頼を受けて指示のもとと医行為を行う熟練した看護師はすでに存在していたが、今

厚生労働省医政局 看護課看護サービス推進室 †看護師

著者連絡先：月岡悦子 厚生労働省医政局 看護課看護サービス推進室 〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

e-mail : tsukioka-etsuko.gt2@mhlw.go.jp

(2022年2月22日受付, 2022年8月5日受理)

How to Support Nurses who Complete the Training for Nursing Pertaining to Specified Medical Acts

Etsuko Tsukioka, Director, Office of Nursing Service

Nursing Division, Health Policy Bureau

(Received Feb. 22, 2022, Accepted Aug. 5, 2022)

Key Words : Ministry of Health, Labour and Welfare, training system for nurses pertaining to specified medical acts

特定行為区分	特定行為	特定行為区分	特定行為
呼吸器(気道確保に係るもの)関連	経口用気管チューブ又は経鼻用気管チューブの位置の調整	創傷管理関連	褥(じよく)瘡(そう)又は慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去 創傷に対する陰圧閉鎖療法
呼吸器(人工呼吸療法に係るもの)関連	侵襲的陽圧換気の設定の変更	創部ドレーン管理関連	創部ドレーンの抜去
	非侵襲的陽圧換気の設定の変更	動脈血液ガス分析関連	直接動脈穿刺法による採血 橈骨動脈ラインの確保
	人工呼吸管理がなされている者に対する鎮静薬の投与量の調整 人工呼吸器からの離脱	透析管理関連	急性血液浄化療法における血液透析器又は血液透析濾過器の操作及び管理
呼吸器(長期呼吸療法に係るもの)関連	気管カニューレの交換	栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整 脱水症状に対する輸液による補正
循環器関連	一時的ペースメーカーの操作及び管理	感染に係る薬剤投与関連	感染徴候がある者に対する薬剤の臨時的投与
	一時的ペースメーカーリードの抜去	血糖コントロールに係る薬剤投与関連	インスリンの投与量の調整
	経皮的肺補助装置の操作及び管理	術後疼痛管理関連	硬膜外カテーテルによる鎮痛剤の投与及び投与量の調整
	大動脈内バルーンパンピングからの離脱を行うときの補助の頻度の調整		
心嚢ドレーン管理関連	心嚢ドレーンの抜去		
胸腔ドレーン管理関連	低圧胸腔内持続吸引器の吸引圧の設定及び設定の変更		持続点滴中のカテコラミンの投与量の調整 持続点滴中のナトリウム、カリウム又はクロールの投与量の調整
	胸腔ドレーンの抜去	循環動態に係る薬剤投与関連	持続点滴中の降圧剤の投与量の調整 持続点滴中の糖質輸液又は電解質輸液の投与量の調整 持続点滴中の利尿剤の投与量の調整
腹腔ドレーン管理関連	腹腔ドレーンの抜去(腹腔内に留置された穿刺針の抜針を含む。)		
ろう孔管理関連	胃ろうカテーテル若しくは腸ろうカテーテル又は胃ろうボタンの交換	精神及び神経症状に係る薬剤投与関連	抗けいれん剤の臨時的投与 抗精神病薬の臨時的投与 抗不安薬の臨時的投与
	膀胱ろうカテーテルの交換	皮膚損傷に係る薬剤投与関連	抗癌剤その他の薬剤が血管外に漏出したときのステロイド薬の局所注射及び投与量の調整
栄養に係るカテーテル管理(中心静脈カテーテル管理)関連	中心静脈カテーテルの抜去		
栄養に係るカテーテル管理(末梢留置型中心静脈注射用カテーテル管理)関連	末梢留置型中心静脈注射用カテーテルの挿入		

図1 特定行為及び特定行為区分(38行為21区分)

後の医療需要を考慮すると、個別に熟練した看護師のみでは足りず、手順書により一定の診療の補助を行う看護師を養成し確保することが必要である。そのため、特定行為に係る看護師の研修制度は開始された。

### 特定行為に係る看護師の研修制度の概要

特定行為区分は38行為21区分である(図1)。特定行為実施の流れとして、脱水を繰り返すAさんを例とすると、特定研修受講前では、医師が診察を行い脱水症状があれば連絡するよう看護師へ指示し、看護師は脱水の可能性を観察し、医師へ状態を報告すると医師から点滴の指示がでていた。一方、研修を修了した看護師では、あらかじめ手順書による指示に基づき病状の範囲内であることを確認し、点滴を実施できるということになる。タイムリーに実施できる点は、患者のためにも有効である(図2)。

制度開始から4年目の平成31年、さらなる制度の普及と特定行為研修修了者の確保のため、看護師が受講しやすい研修内容のあり方について研修制度の見直しを行った。共通科目の時間数が315時間から250時間に改正され、実習を症例数としてカウント

することとした。また、実施頻度の高い特定行為を組み合わせて研修ができるよう領域別パッケージ研修が可能となった。現在、在宅・慢性期領域、外科術後病棟管理領域、術中麻酔管理領域、救急領域、外科系基本領域、集中治療領域の6領域がある(図3)。

### 特定行為研修制度の現状

特定行為研修を行う指定研修機関は289機関(令和3年8月時点)となり、これらの指定研修機関が年間あたり受け入れ可能な人数(定員数)は3,462人となった。また、特定行為研修の修了者数は、3,307名(令和3年3月時点)となっている(図4)。

289機関の区分別開講状況として特定行為区分別にみると、「栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連」の研修を開講している指定研修機関がもっとも多く、次いで、「呼吸器(人工呼吸療法に係るもの)関連」と「動脈血液ガス分析関連」が多い状況である。また、領域別パッケージ研修では、「術中麻酔管理領域」がもっとも多くなっている(図5)。

修了者の就業状況としては、47都道府県において修了者が活躍している。修了者の約7割は病院で勤

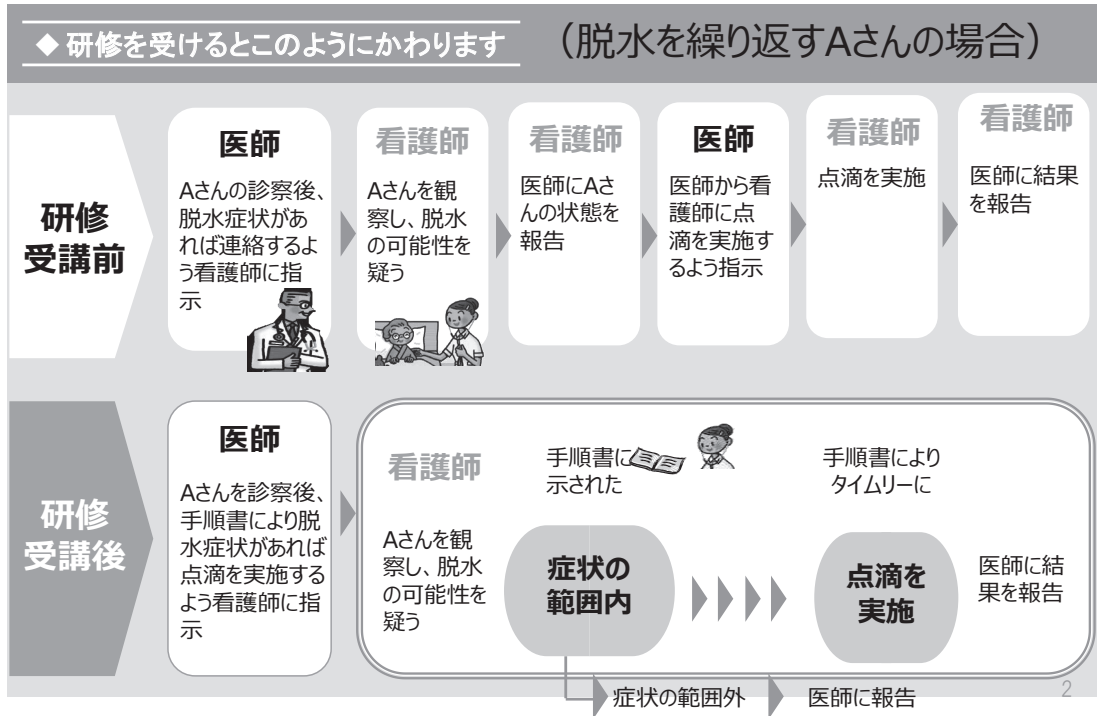
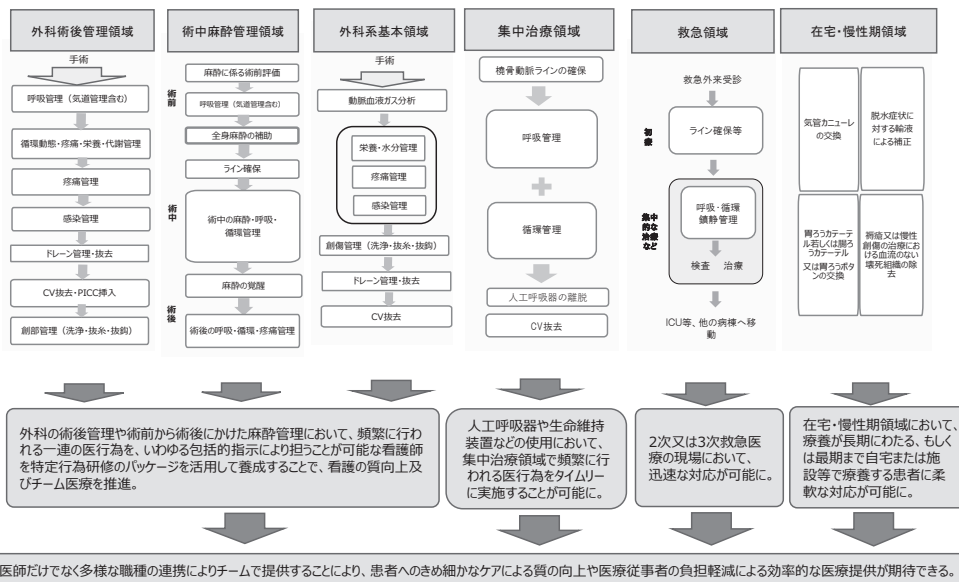


図2 特定行為の実施の流れ (例)

特定行為研修制度のパッケージ化によるタスクシフトについて

- 特定の領域において頻繁に行われる一連の医行為についてパッケージ化し研修することで特定行為研修修了者を確保する。
- 2024年までに特定行為研修パッケージの研修修了者を1万人程度養成することにより、こうしたタスクシフトを担うことが可能である。



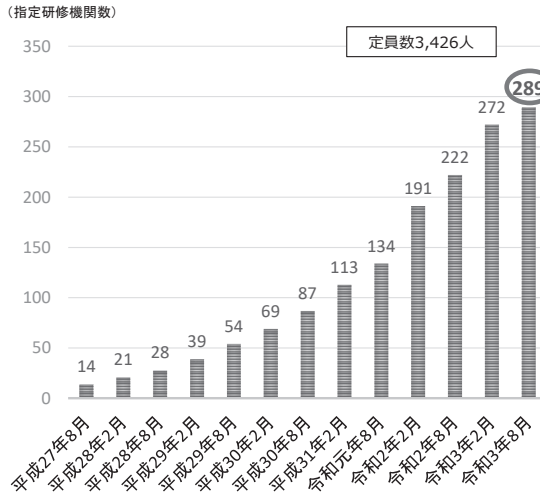
(一連の流れの中で特定行為研修修了者がパッケージに含まれる特定行為を手順書にもとづき実施)

図3 特定行為研修制度のパッケージ化によるタスクシフトについて

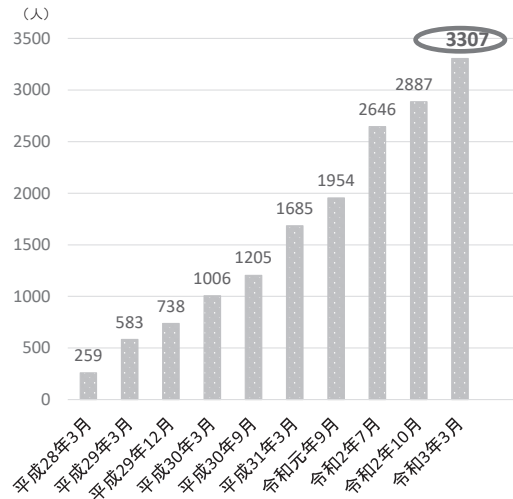
## 特定行為に係る看護師の研修制度 指定研修機関数・研修修了者の推移

- 特定行為研修を行う指定研修機関は、年々増加しており令和3年8月現在で289機関である。
- これらの指定研修機関が年間あたり受け入れ可能な人数（定員数）は3,426人（令和3年8月現在）となっている。
- 特定行為研修の修了者数は、年々増加しており令和3年3月現在で3,307名である。

■ 指定研修機関数の推移



■ 研修修了者数の推移



(医政局看護課調べ)

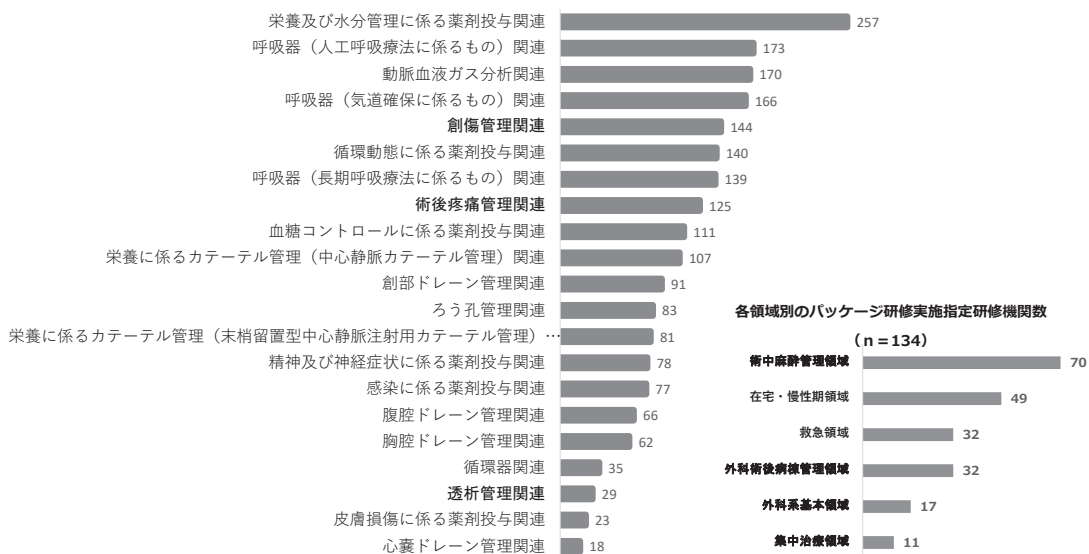
4

図4 特定行為に係る看護師の研修制度  
指定研修機関数・研修修了者の推移

## 指定研修機関の特定行為区分別開講状況

- 特定行為区分別にみると、「栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連」の研修を開講している指定研修機関がもっとも多い。次いで、「呼吸器（人工呼吸療法に係るもの）関連」と「動脈血液ガス分析関連」が多い。
- 領域別パッケージ研修では、「術中麻酔管理領域」がもっとも多い。

■ 各特定行為区分別の研修実施指定研修機関 (n=289)

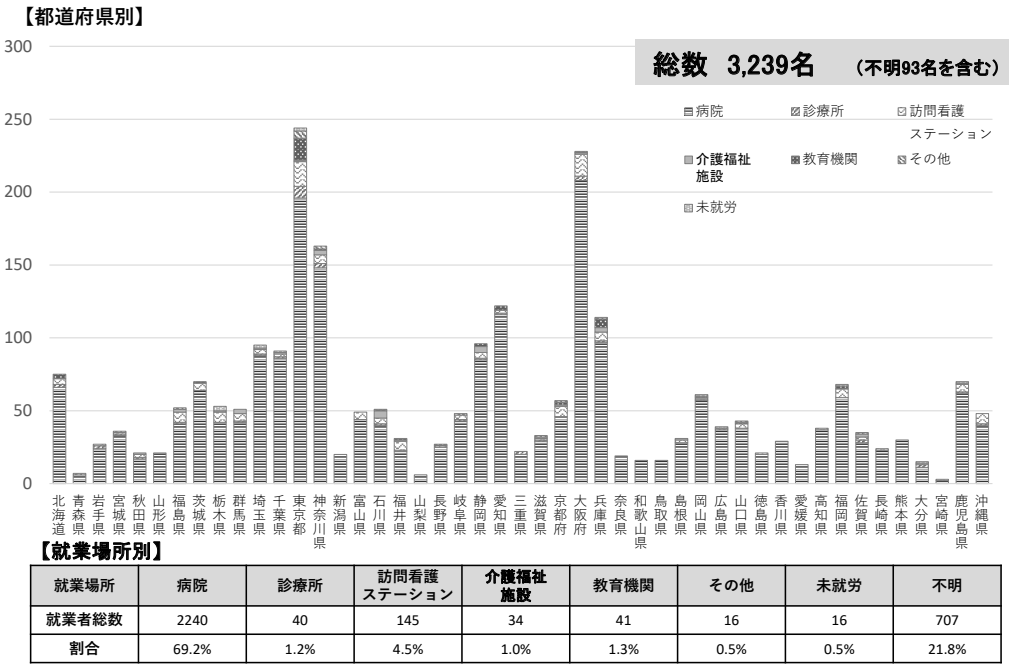


(2021年8月現在:医政局看護課調べ)

5

図5 指定研修機関の特定行為区分別開講状況

# 特定行為研修修了者就業状況



令和3年度「看護師の特定行為に係る研修機関拡充支援事業」にて調査  
(令和3年8月時点)

図6 特定行為研修修了者就業状況

務されている方が多く、次いで訪問看護ステーションで勤務されている方が多い現状である(図6)。

## 特定行為研修制度推進策について

厚生労働省では、特定行為研修の推進に係る支援として、さまざまな支援策を展開している(図7, 8)。

制度の発足時より実施している研修機関支援事業は、指定研修機関の認定を受けようとしている機関へ、研修開始のために必要となる設備経費等を支援する「導入促進支援事業」と、継続した運営をするために必要となる設備や指導者に係る経費を財政支援する「運営事業」とがある。また、指導者育成事業は、指定研修機関や実習施設における指導者を対象に、制度の内容や指導の方法、手順書において看護師が行う病状の確認の範囲等について、理解の促進を図り、適切な指導ができる指導者や指導者リーダーの育成を図る目的で実施されている。さらに、修了者の活動実態や課題を把握するための実態調査・分析事業や厚生労働科学研究を通して得たデータを分析し、診療報酬や特定行為研修制度の推進な

ど、政策立案の基礎資料として活用している。令和3年度より、新規に展開している事業は「看護師の特定行為に係る研修機関の養成力向上支援事業」である。特定行為研修を修了した看護師の計画的な養成のため、近隣地域の医療機関等や受講者のニーズの把握のための費用、自施設以外からの受講者を受け入れるにあたって必要な調整のための事務費、実習症例の確保等を目的とした指定研修機関等との連携に必要な費用、修了者のフォローアップ研修や情報交換会などに係る費用等について支援を行っている。

都道府県においても特定行為に係る看護師の研修制度に関する事業が計画されている(図9)。都道府県における医療提供体制の整備は、医療計画に基づいて進められるので、各都道府県に対し特定行為研修の必要性を訴え、計画に入れ込んでいくよう働きかけていただくことも効果的だと考える。今後、第8次計画策定となるので、ぜひ、都道府県と連携していただきたい。

## 特定行為研修の推進に係る支援について

### 指定研修機関への支援

- ✓ 研修機関導入促進支援事業 令和3年度予算額 161,826千円  
研修導入に必要な備品購入、eラーニング設置、実習体制構築等の経費に対する支援
- ✓ 指定研修機関運営事業 令和3年度予算額 418,018千円  
指導者経費、実習に係る消耗費、委託費、指定研修機関と協力施設の連携に必要な経費に対する支援
- ✓ 【新】研修機関の養成力向上支援事業 令和3年度予算額 39,618千円  
自施設以外からの受講者を受け入れるにあたって必要な調整のための事務費、実習症例の確保等を目的とした指定研修機関等との連携に必要な費用等に対する支援
- ✓ 指定研修機関等施設整備事業 令和3年度予算額 6,328千円  
研修を実施するためのカンファレンスルーム、eラーニング設置、研修受講者用の実習室等の新築・増改築・改修に必要な施設整備に必要な経費に対する支援
- ✓ 人材開発支援助成金  
訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を雇用保険により助成

### 医療機関への支援

- ✓ 地域医療介護総合確保基金  
受講者の所属施設に対する支援（医療機関において負担した受講料等の費用補助、代替職員雇用の費用補助）
- ✓ 診療報酬における評価  
一定の要件を満たした研修修了者が、診療報酬上の施設基準等の要件とされている  
  
(糖尿病合併症管理料、糖尿病透析予防指導管理料、在宅患者訪問褥瘡管理指導料、特定集中治療室管理料1及び2)  
(平成30年度改定)  
  
(総合入院体制加算、麻酔管理料Ⅱ)  
(令和2年度改定)

### 研修受講者への支援

- ✓ 教育訓練給付  
労働者が研修の費用を負担し、厚生労働大臣が指定する教育訓練を受けた場合、その費用の一部を「教育訓練給付」として雇用保険により支援
  - ・一般教育訓練給付：受講費用の20%（上限年間10万円）
  - ・特定一般教育訓練給付：受講費用の40%（上限年間20万円）
  - ・専門実践教育訓練給付：受講費用の50%（上限年間40万円）
 ※受講者が支給を受けるためには、指定研修機関の特定行為研修が、教育訓練施設としてあらかじめ厚生労働大臣の指定を受けている必要がある

7

図7 特定行為研修の推進に係る支援について

## 令和3年度 看護師の特定行為研修制度に関連した厚生労働科学研究・調査事業

### 訪問看護ステーションにおける特定行為研修制度促進に係る課題等調査委事業 (2020年)

【受託事業者】一般社団法人 全国訪問看護事業協会

【目的】訪問看護ステーションにおいて「看護師の特定行為に係る研修」受講を促進し、安全に活動するための支援をする。

【方法】①修了者の活動状況やその効果について把握する

②修了者が地域で安全・効果的に活動でき、利用者へのケアを提供するために必要な事柄を把握する

③研修受講における課題・受講促進のために必要な支援などについて把握する

### 看護師の特定行為研修の修了者の活動評価のための研究(2019～)

【研究代表者】真田弘美(東京大学大学院)

【目的】看護師が実践する特定行為がどのような影響を与えるか、全国共通で使用できる客観的かつ定量可能な指標を用いて評価する。

【方法】特定行為研修修了者の活動実態に関する調査を行い、修了者の行為を定量的に評価するためのアウトカム指標を抽出する。

次いで、修了者が実際に患者へ実施している行為を定量的に明らかにする。特定行為を頻繁に実施している修了者が患者へ特定行為を実施することで得られた患者へのアウトカムを用いて、どの指標が修了者の効果を測定するのに適しているかを検証する。その後、特定行為の効果を検証するためのプロトコルを作成する。

### 特定行為研修修了者の複数配置に関する実態把握及び有効活用に影響する要因の調査研究(2020～2021年)

【研究代表者】酒井郁子(千葉大学)

【目的】修了者が複数所属する組織における活動・活用の実態を把握し、組織が修了者を複数配置し活用するための影響要因を明らかにする。得られた調査結果から、組織内で修了者を活用するための提言及びガイドを作成する。

【方法】複数の修了者を配置する施設、複数の専門看護師・認定看護師を配置する施設等へ、面接調査とアンケート調査を実施し、複数配置に至ったプロセスや配置による効果、課題等について分析する。

### 看護師の特定行為研修に係る実態調査・分析等事業 (2021年)

【調査事業者】㈱日本能率協会総合研究所

【目的】特定行為研修制度の円滑な実施及び研修修了者の確保・活用、研修の質の担保のため、特定行為研修修了者の活動の実態の把握・課題分析

等を行う。特定行為研修修了者の質担保のための取り組みに関する実態調査把握や課題の抽出・整理・分析等を実施することにより、特定行為研修制度の円滑な実施、特定行為研修修了者の確保につなげることを目的とする。

【方法】(1)特定行為研修修了者の質担保のための取り組みに関する実態把握調査

(2)特定行為研修修了者の質担保のための取り組みに関する実態把握ヒアリング調査

図8 令和3年度 看護師の特定行為研修制度に関連した厚生労働研究・調査事業

**特定行為に係る看護師の研修制度に関する事業の実施状況・計画について**  
(令和元年度実施状況・令和2年度計画)

**看護職員の資質の向上に係る研修事業の実施状況及び事業計画の調査** (令和2年12月看護課調べ)

【目的】 都道府県における看護職員を対象とした研修等の事業の取組状況や今後の計画について把握するとともに、本調査の集計結果を各都道府県等に情報提供することで、看護職員の研修及び特定行為に係る看護師の研修制度の一層の推進を図ることを目的とする。

【対象】 都道府県における看護職員を対象とした研修等の事業に係る令和元年度の実施状況及び令和2年度の事業計画。

※ 「看護教員養成講習会事業」、「看護教育継続研修事業」、「院内助産所・助産師外来助産師等研修事業」、「潜在看護職員等復職研修事業」は対象外。

【調査項目】 事業名、事業概要、財源、その他の関連する事項

【結果】 (特定行為に係る看護師の研修制度に関する事業についてのみ抜粋)

		令和元年度実施状況	令和2年度事業計画	
事業実施都道府県数		38都道府県	40都道府県	
実施事業数		67件	71件 (うち新規事業10件)	
実施財源	地域医療介護総合確保基金	60件 (35都道府県)	63件 (37都道府県)	
	地域医療介護総合確保基金以外	7件 (5県)	8件 (7都県)	
実施事業内容	受講者の所属施設に対する支援	受講料等の費用	30件 青森県 <sup>1</sup> 、岩手県 <sup>2</sup> 、宮城県 <sup>3</sup> 、福島県 <sup>3</sup> 、茨城県 <sup>2</sup> 、栃木県 <sup>3</sup> 、新潟県 <sup>2</sup> 、富山県 <sup>3</sup> 、石川県 <sup>3</sup> 、福井県 <sup>3</sup> ※ <sup>1</sup> 、長野県 <sup>3</sup> 、岐阜県 <sup>3</sup> 、静岡県 <sup>3</sup> 、滋賀県 <sup>3</sup> 、奈良県 <sup>3</sup> 、和歌山県 <sup>3</sup> 、鳥取県 <sup>3</sup> 、島根県 <sup>2</sup> 、広島県 <sup>2</sup> 、山口県 <sup>2</sup> 、徳島県 <sup>3</sup> 、香川県 <sup>3</sup> 、愛媛県 <sup>3</sup> 、高知県 <sup>3</sup> 、福岡県 <sup>3</sup> 、佐賀県 <sup>2</sup> 、長崎県 <sup>3</sup> 、熊本県 <sup>2</sup> 、宮崎県 <sup>3</sup> 、沖縄県 <sup>3</sup>	34件 (新規5) 青森県 <sup>1</sup> 、岩手県 <sup>2</sup> 、宮城県 <sup>3</sup> 、山形県 <sup>3</sup> 、福島県 <sup>3</sup> 、茨城県 <sup>2</sup> 、栃木県 <sup>3</sup> 、東京都、新潟県 <sup>2</sup> 、富山県 <sup>3</sup> 、石川県 <sup>3</sup> 、福井県 <sup>3</sup> ※ <sup>1</sup> 、長野県 <sup>3</sup> 、岐阜県 <sup>3</sup> 、静岡県 <sup>3</sup> 、愛知県 <sup>2</sup> 、三重県 <sup>3</sup> 、滋賀県 <sup>3</sup> 、奈良県 <sup>3</sup> 、和歌山県 <sup>3</sup> 、鳥取県 <sup>3</sup> 、島根県 <sup>2</sup> 、岡山県、広島県 <sup>2</sup> 、山口県 <sup>2</sup> 、徳島県 <sup>3</sup> 、香川県 <sup>3</sup> 、愛媛県 <sup>3</sup> 、高知県 <sup>3</sup> 、佐賀県 <sup>2</sup> 、熊本県 <sup>2</sup> 、宮崎県 <sup>3</sup> 、沖縄県 <sup>3</sup>
		代替職員雇用の費用	12件 茨城県 <sup>2</sup> 、東京都 <sup>3</sup> 、神奈川県 <sup>3</sup> 、福井県 <sup>3</sup> ※ <sup>1</sup> 、静岡県 <sup>3</sup> 、滋賀県 <sup>3</sup> 、大阪府 <sup>1</sup> 、兵庫県 <sup>2</sup> 、奈良県 <sup>3</sup> 、島根県 <sup>2</sup> 、熊本県 <sup>2</sup> 、沖縄県 <sup>3</sup>	14件 (新規2) 山形県 <sup>3</sup> 、茨城県 <sup>2</sup> 、東京都 <sup>3</sup> 、神奈川県 <sup>3</sup> 、福井県 <sup>3</sup> ※ <sup>1</sup> 、静岡県 <sup>3</sup> 、愛知県 <sup>2</sup> 、滋賀県 <sup>3</sup> 、大阪府 <sup>1</sup> 、兵庫県 <sup>2</sup> 、奈良県 <sup>3</sup> 、島根県 <sup>2</sup> 、熊本県 <sup>2</sup> 、沖縄県 <sup>3</sup>
	指定研修機関に対する支援	研修体制整備等 1件 沖縄県 <sup>3</sup>	1件 沖縄県 <sup>3</sup>	
	研修制度の普及促進等	二一ス・課題等調査	4件 山形県 <sup>2</sup> 、富山県、岐阜県、島根県	3件 富山県、岐阜県、島根県
		症例検討・実践報告・研修会	5件 滋賀県 <sup>3</sup> 、兵庫県 <sup>3</sup> 、島根県、佐賀県 <sup>2</sup> 、熊本県 <sup>2</sup>	4件 茨城県 <sup>2</sup> 、滋賀県 <sup>3</sup> 、兵庫県 <sup>3</sup> 、島根県
		制度の説明・周知、受講支援制度の紹介	8件	9件 (新規2)
その他	指定研修機関の取組み効果の紹介	2件 北海道 <sup>2</sup> 、山形県 <sup>3</sup> 、茨城県 <sup>2</sup> 、栃木県 <sup>3</sup> 、石川県 <sup>3</sup> 、福井県 <sup>3</sup> 、三重県 <sup>3</sup> 、愛媛県 <sup>2</sup>	2件 北海道 <sup>2</sup> 、山形県 <sup>3</sup> 、栃木県 <sup>3</sup> 、石川県 <sup>3</sup> 、福井県 <sup>3</sup> 、静岡県 <sup>3</sup> 、愛媛県 <sup>2</sup> 、佐賀県 <sup>2</sup>	
	その他 (協力施設への運営費の補助)	5件 北海道 <sup>2</sup> 、群馬県 <sup>1-2</sup> 、島根県、佐賀県 <sup>2</sup>	3件 群馬県 <sup>1</sup> 、佐賀県 <sup>2</sup>	
		3件 静岡県 <sup>3</sup> 、長崎県 <sup>3</sup> 、沖縄県 <sup>3</sup>	4件 (新規1) 埼玉県 <sup>3</sup> 、静岡県 <sup>3</sup> 、長崎県 <sup>3</sup> 、沖縄県 <sup>3</sup>	

(都道府県に上付している数字は地域医療介護総合確保基金における区分を示す) 1:地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備に関する事業 2:居宅等における医療の提供に関する事業 3:患者従事者の確保に関する事業  
※ 福井県は1事業で受講者の所属施設に対する支援として受講料等の費用と代替職員雇用の費用について実施している。

◆ 令和2年度事業計画例：指定研修機関に対する支援及び協力施設への支援 (鳥取県、沖縄県)

都道府県	事業名	事業概要
鳥取県	看護師の特定行為研修受講補助事業	特定行為研修に看護師を派遣する医療機関等に対して、受講に要する旅費、受講料、実習費を補助する。
沖縄県	認定看護師・特定行為研修支援事業	所属する医療関係職員を県外の特定行為研修指導者講習会に派遣し、修了させるために必要な旅費を補助する。

図9 特定行為に係る看護師の研修制度に関する事業の実施状況・計画について  
(令和元年度実施状況・令和2年度計画)

まとめ

今後も特定行為研修に関する研究や調査を実施して、研修修了者の効果を証明していく必要がある。研修修了者、看護管理者、施設管理者の皆さまにおいては、是非、研究・調査にご協力をいただけると幸いです。厚生労働省では、これからも財政支援や調査研究等を通じ、特定行為研修制度を推進して参りたい。

〈本論文は第75回国立病院総合医学会シンポジウム「特定行為研修修了者の看護師としての役割と活動の支援について」において「特定行為研修修了者を支援する行政の立場から」として発表した内容に加筆したものである。〉

著者の利益相反：本論文発表内容に関連して申告なし。